

次世代育成支援法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

【計画期間】 令和5年4月1日～令和8年3月31日までの3年間

【取組内容】

1. 雇用環境の整備に関する事項

- ・妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施
- ・育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直し
- ・管理職手前の職階にある女性労働者を対象とした、昇格意欲の喚起や必要なマネジメント能力付与のための研修
- ・三歳以上の子を養育する労働者に対する所定外労働の制限
- ・育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの周知
- ・所定外労働の削減のための措置の実施
- ・年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施
- ・男性の育児休業取得を推進するため、管理職向けの勉強会を実施

2. 次世代育成支援対策に関する事項

若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用を通じた雇い入れ、適正な募集・採用機会の確保その他の雇用管理の改善又は就業訓練の推進

令和5年3月13日
開明伸銅株式会社
代表取締役社長 岡村圭一郎